

業務及び財産の状況等に関する報告書

[預金保険法第 80 条に基づく報告書]

平成 13 年 9 月 17 日

だいしん信用組合

金融整理管財人

山腰 茂

小林 嘉明

目 次

	頁
I 管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	1
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II 業務及び財産の状況について	2
1. 与信業務	2
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	3
(1) 投資有価証券	3
(2) 商品有価証券	3
4. 固定資産等の状況	4
5. 不良債権の状況	4
III 事業譲渡等の見込みについて	5
1. 基本方針	5
(1) 早期譲渡	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3) 経費の削減	5
(4) 地域金融機能の維持	5
(5) 内部管理体制の整備	5
(6) 責任追及体制の確立	5
2. 具体的施策	5
3. 事業譲渡の見込み	5

I 管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成 13 年 4 月 6 日、預金保険法第 74 条第 1 項第 2 号に基づく、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を金融庁長官より受けるとともに、同日付で「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受けました。同命令に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので以下の通りご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成 13 年 4 月 6 日に選任されてから直ちに開始いたしました。時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、預金保険法第 83 条に基づく旧経営陣の民事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和 8 年 4 月 5 日、地域住民の企業活動と生活の向上を目的として設立されました。営業地域は、加賀市、小松市とし、加賀市に本店、支店併せ 3 店舗、小松市に支店 2 店舗で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行い、協同組織金融機関として組合員への資金提供等業務拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態である卸小売業、サービス業を中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の伸び悩みと、一方で資金運用もままならぬ状況となりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

貸出金の伸び悩みと併せて、貸出金の不良債権化が進み、かつ、法律で定められた同一人に対する信用の供与等の限度額を超える貸出を行う等内部牽制機能の形骸化もあって特に大口の貸出金が不良債権化したことによる貸倒引当金の積み増し、有価証券に関しては市況の悪化などから減損会計処理を行うことなどにより赤字決算となってきて、平成 13 年 3 月期決算においても回復することができず、更に自己査定の見直しにより多額の追加引当も必要になり 114 百万円の大幅な債務超過となった。

(3) 破綻に至った要因

融資審査内容に不明・不十分な点がみられることや、貸出金の回収・管理も十分とは言えず、また優良取引先確保の努力、債権大口化の抑制など融資資産内容の健全化へのシフト策も有効に講じてきた跡が見られず、貸出金を含めた資産運用面で効果的な経営施策が実現出来なかったことが破綻に至った主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当信組は、平成 12 年 3 月期決算を 5 月 23 日に公表した後、9 月に実施された財務局による検査により、当信用組合との自己査定に大きな乖離があることが判明し、更に平成 13 年 3 月末基準で自己査定を見直した結果、326 百万円を超える追加引当額が必要となることが判明、有価証券の実現損もあり 114 百万円の債務超過に陥ることが明らかとなりました。この見直しにより自己資本比率は 12 年 3 月末の 6.20% から 13 年 3 月末では▲ 1.20% へと大幅に低下することとなりました。

(2) 自己資本回復の断念

当組合の 13 年 3 月末現在の出資金総額が 371 百万円という規模であることを勘案すると、短期間で自己資本を回復できるような多額の出資金を募ることはきわめて困難であります。また当組合の 13 年 3 月期の当期利益は▲ 772 百万円であり、現行の利益水準で債務超過を解消するには相当の期間を要することから、自力再建を断念するに至りました。

この様な状況を踏まえ、信託を回復することは著しく困難であり、組合財産をもって債務を完済することができないとの判断に基づき、平成 13 年 4 月 6 日、預金保険法第 74 条第 5 項に基づく申出を行うにいたしました。

II 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である加賀市、小松市の卸小売業、サービス業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出金残高推移> 店舗数：5 店

(単位百万円、%)

	10 年 3 月末		11 年 3 月末		12 年 3 月末		13 年 3 月末		業界平均 (H12 年 3 月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金 残高	14,341	100.	13,827	100.	13,062	100.	11,870	100.	49,091	100
うち中小企業	8,745	60.9	8,519	61.6	7,916	60.6	7,459	62.8	35,525	72.4
うち個人	5,596	39.1	5,308	38.4	5,146	39.4	4,411	37.2	13,143	26.8
うちその他	—	—	—	—	—	—	—	—	423	0.8

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移>店舗数：5店

(単位百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (H12年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	19,023	100	18,195	100	17,779	100	17,419	100	69,315	100
うち個人預金	15,536	81.7	15,476	85.1	15,033	84.6	14,749	84.7	54,554	78.7
うち法人預金	2,558	13.4	2,471	13.6	2,412	13.6	2,483	14.2	12,001	17.3
うちその他	929	4.9	248	1.3	334	1.8	186	1.1	2,760	4.0

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1)投資有価証券

投資有価証券につきましては、投資信託主体の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後、資金繰り対策として売り切りを行うなど、残高は大幅に減少しました。

<投資有価証券残高推移>

(単位百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末 の評価損益
投資有価証券	2,930	2,689	2,002	▲ 183
国債・地方債	—	—	—	—
社債	16	16	26	0
株式	0	0	607	19
その他	2,914	2,673	1,369	▲ 203
貸付有価証券	—	—	—	—

(2)商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。
 今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

(単位百万円)

	土 地				建 物		
	件 数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件 数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用 不動産	5	285	238	▲ 46	5	393	162
所 有 不動産	—	—	—	—	—	—	—

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

	平成12年3月末		平成13年3月末		業界平均 (H12年3月 末)	
	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合
破綻先 債 権	1,185	9.0%	1,113	9.4%	1,381	2.8%
延 滞 債 権	1,689	12.9%	1,855	15.6%	2,965	6.0%
3ヵ月以上 延滞債権	82	0.6%	250	2.1%	401	0.8%
貸出条件 緩和債権	605	4.6%	780	6.6%	2,328	4.7%
合 計	3,562	27.2%	3,999	33.7%	7,075	14.4%

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

	平成12年3月末		平成13年3月末		業界平均 (H12年3月 末)	
	債 権 残 高	債権の 占める割合	債 権 残 高	債権の 占める割合	債 権 残 高	債権の占 める割合
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	2,524	18.6%	2,186	17.9%	3,116	6.0%
危険債権	488	3.6%	816	6.7%	2,998	5.8%
要管理債権	688	5.1%	1,031	8.4%	2,170	4.2%
正常債権	9,879	72.7%	8,177	67.0%	43,363	84.0%
合 計	13,580	100.0%	12,212	100.0%	51,647	100.0%

Ⅲ 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化および相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、早期に事業譲渡ができるよう努力してまいります。